

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第2章 計画の基本的な枠組み

第3章 脱炭素を見据えた循環型社会を形成するための施策

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制

(1) 分別と収集

本市の分別収集区分は、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、資源物の5種14分別です。焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物をステーション方式で収集しています。

また、廃食用油など資源化できるものは、一部の公共施設やスーパー、クリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原において拠点回収を行っています。

表2-1 収集頻度及び収集方式

分別区分		収集頻度	収集方式
5種14分別			
焼却ごみ		週2回	ステーション方式
不燃ごみ		週1回	
危険ごみ (2分別)	電池類	週1回	
	その他危険ごみ		
粗大ごみ		随時	自己搬入, 戸別方式(有料)
資源物 (9分別)	新聞	週1回	ステーション方式
	ダンボール		
	雑誌, その他の紙		
	紙パック		
	布類		
	びん缶類		
	ペットボトル		
	白色トレイ		
プラスチック製容器包装			
拠点回収等			
廃食用油		—	拠点回収
使用済小型家電		—	拠点回収, ピックアップ回収
インクカートリッジ		—	拠点回収
剪定枝		—	拠点回収
羽毛布団		—	拠点回収
その他			
動物死体		随時	自己搬入(有料), 戸別方式(有料)

(2) 中間処理体制

○焼却処理施設

本市では、クリーンセンター下田原とクリーンパーク茂原の2か所で焼却処理を行っています。両施設には、焼却処理の過程で発生した熱を有効利用する高効率な発電設備が備わっており、熱回収（ごみ発電）を行っています。

表2-2 焼却処理施設

施設名称	クリーンセンター下田原	クリーンパーク茂原
竣工	令和2年5月	平成13年3月
焼却設備（処理能力）	95t/24h×2炉	130t/24h×3炉
灰溶融設備（処理能力）	—	電気溶融式（40t/24h×1炉）
破碎設備（処理能力）	400m ³ /5h×1基（可燃性粗大ごみ用）	33m ³ /h×1基（可燃性粗大ごみ用）
余熱利用方法	—	・クリーンパーク茂原内：暖房・給湯（施設） ・保健施設：高温水供給（施設、浴場）
ごみ発電（定格出力）	3,500kW	7,500kW

○資源化施設

クリーンパーク茂原リサイクルプラザで、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、びん缶類、ペットボトルの資源化を行っています。また、エコプラセンター下荒針でプラスチック製容器包装と白色トレイの資源化処理を行っています。

表2-3 資源化施設

施設名称	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ	エコプラセンター下荒針
竣工	平成13年3月	平成22年3月
処理能力	135t/日（5h）	36t/日（6h）
処理ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・びん缶類ライン [46t/5h×2系列] ・ペットボトルライン [8t/5h×1系列] ・不燃ごみライン [35t/5h×1系列：不燃ごみ 25t/5h, 粗大ごみ 10t/5h] 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装ライン [34.6t/6h×1系列] ・白色トレイライン [1.4t/6h×1系列]
選別回収品目	粉碎金属（鉄、アルミ）、プレス金属（鉄、アルミ）、カレット（無色、茶色、その他）、ペットボトル、蛍光灯・乾電池	プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く。）、白色トレイ
選別方式	機械選別+手選別	機械選別+手選別

○民間処理事業者への委託

紙・布類は、民間施設で資源化を行っています。

(3) 最終処分体制

エコパーク下横倉での最終処分を行っています。

表2-4 最終処分場

	エコパーク下横倉
竣工	令和2年3月
埋立面積	約2.6ha
埋立容積	約290,000m ³ (15年間分相当)
処分場の形態	被覆型
計画期間	令和2年度～令和17年度(予定)
埋立対象物	焼却灰, 固化灰(ばいじん), 不燃残渣等
浸出水処理能力	55m ³ /日

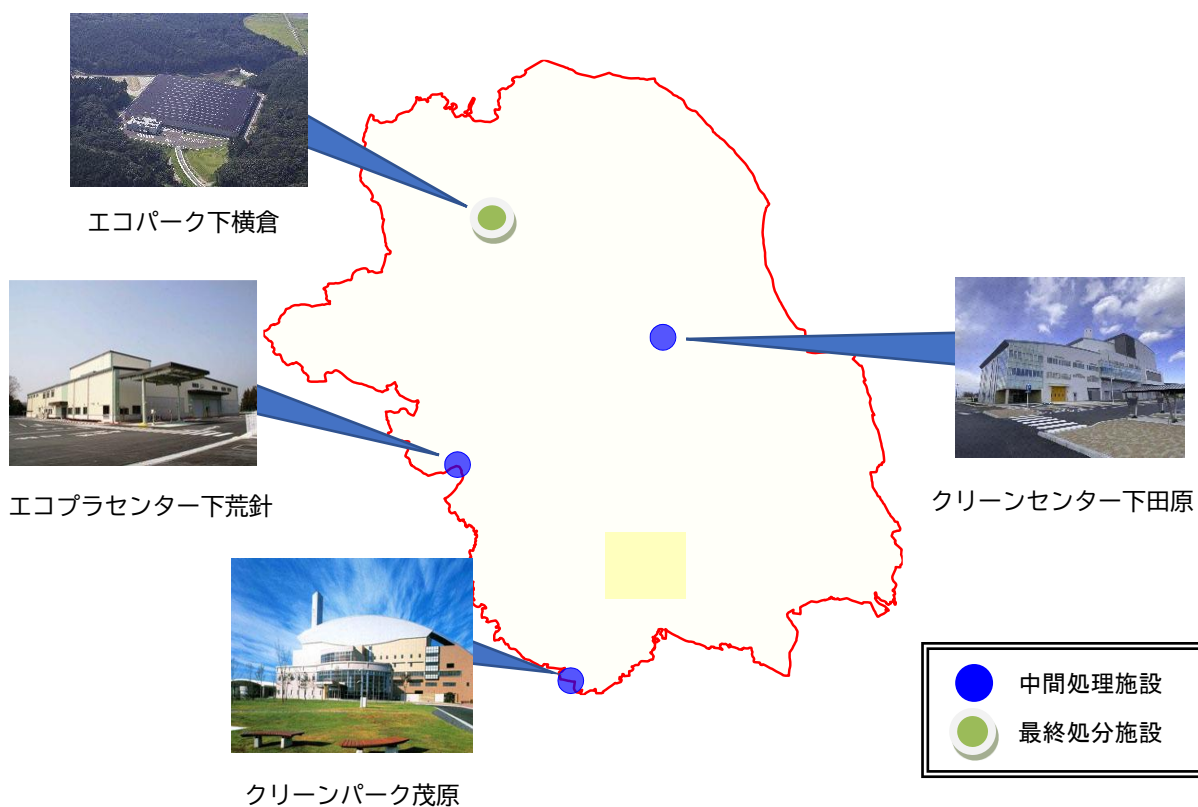
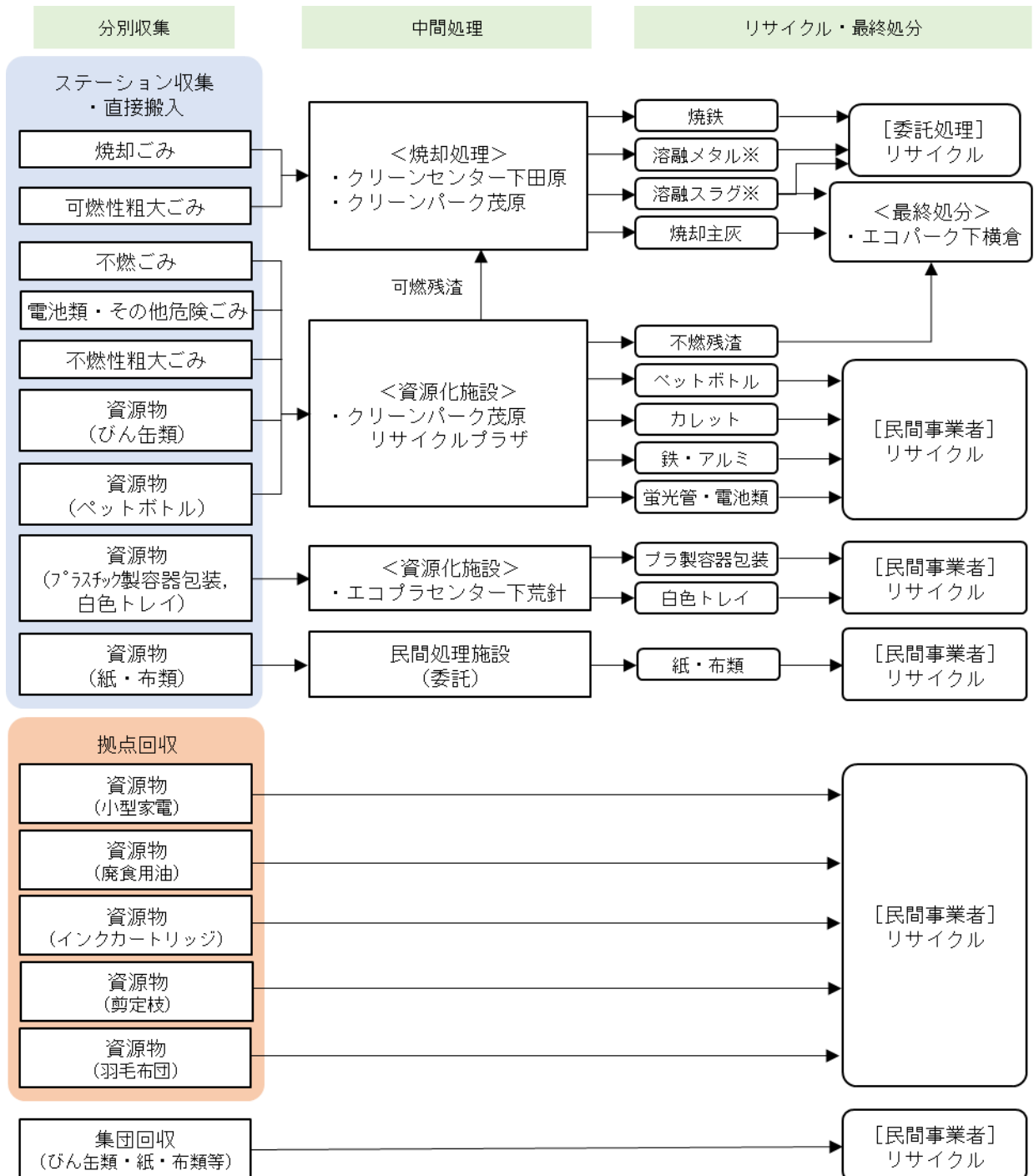


図2-1 各施設の位置

(4) ごみ処理体制のまとめ

収集した資源やごみは、分別品目ごとに資源化施設や焼却処理施設で中間処理を行い、リサイクルや最終処分を行っています。



※クリーンパーク茂原からのみ

図2-2 ごみ・資源物の処理フロー

2 資源とごみの排出量の現状

(1) 資源とごみ排出量の推移

○資源とごみの総排出量（家庭系+事業系）

令和6年度の総排出量は約16.4万tで、資源物以外のごみが約13.7万tです。

令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災に伴う「燃えるごみ5割削減に向けた呼びかけ」等により、令和4年度の資源物以外のごみは大きく減少しました。

表2-5 資源とごみの総排出量の推移（家庭系+事業系）

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集人口（人）	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
資源物以外（t/年）	152,726	149,085	139,872	137,495	137,091
焼却ごみ	145,315	142,451	134,527	132,158	131,708
不燃ごみ・危険ごみ	3,935	3,412	3,280	2,977	2,977
粗大ごみ	3,475	3,223	2,066	2,360	2,405
資源物（t/年）	22,993	22,731	22,815	21,563	20,949
ペットボトル	2,067	2,077	2,114	2,108	2,125
びん・缶類	6,504	6,282	6,248	5,874	5,648
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,488	3,309	3,517	3,445	3,284
紙布類	10,933	11,063	10,937	10,137	9,891
小計（t/年）	175,719	171,817	162,688	159,059	158,039
拠点回収（t/年）	6,846	6,696	6,069	5,966	5,655
集団回収	5,955	5,657	5,340	4,919	4,585
廃食用油	39	36	30	31	32
インクカートリッジ	1	1	1	1	1
使用済小型家電	73	71	71	81	78
剪定枝	778	931	627	933	950
羽毛布団	—	—	—	—	10
総排出量（t/年）	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

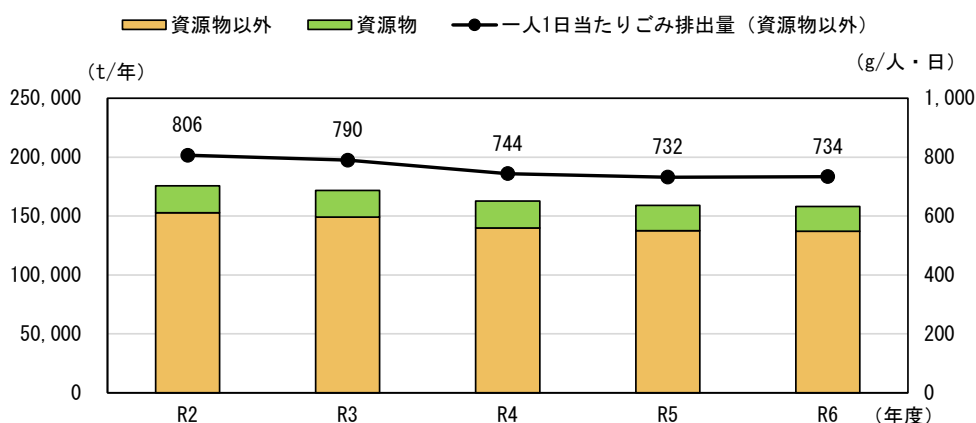


図2-3 資源とごみの総排出量の推移（家庭系+事業系）

○家庭系ごみの排出量

総排出量に対し、令和6年度の家庭系ごみの占める割合は約72%です。資源物以外の排出量は、令和2年度より約13.9%減少しています。

また、資源物以外の一人1日当たりごみ排出量も、令和2年度より約12.7%減少しています。

家庭系ごみの排出量は減少しており、令和2年度と比較すると、ペットボトル以外の項目で減少傾向にあります。

表2-6 家庭系ごみ排出量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集人口(人)	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
資源物以外(t/年)	113,715	110,762	101,965	98,423	97,910
焼却ごみ	106,715	104,428	97,107	93,509	92,928
不燃ごみ・危険ごみ	3,703	3,224	2,928	2,715	2,723
粗大ごみ	3,297	3,110	1,930	2,198	2,259
一人1日当たりごみ排出量(資源物以外)(g/人・日)	600	587	542	524	524
資源物(t/年)	22,274	22,035	22,099	20,878	20,318
ペットボトル	2,058	2,064	2,098	2,094	2,109
びん・缶類	6,044	5,841	5,774	5,440	5,262
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,482	3,303	3,510	3,438	3,278
紙布類	10,690	10,827	10,716	9,905	9,668
家庭系ごみ排出量(t/年)	135,989	132,798	124,064	119,301	118,228

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

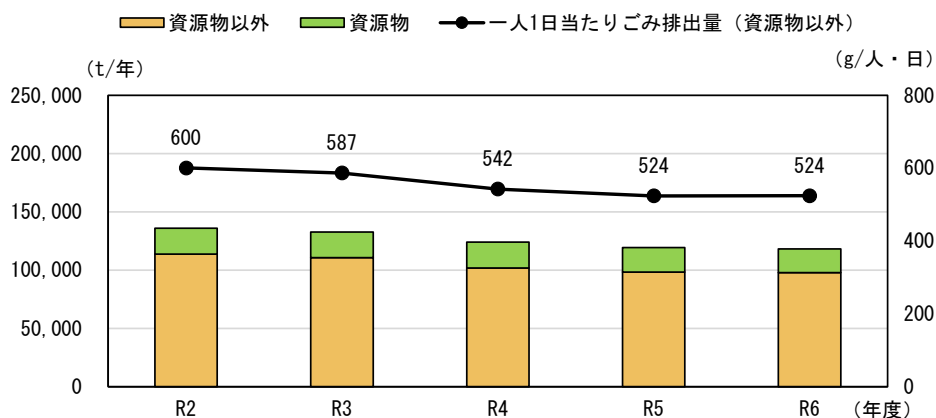


図2-4 家庭系ごみ排出量の推移

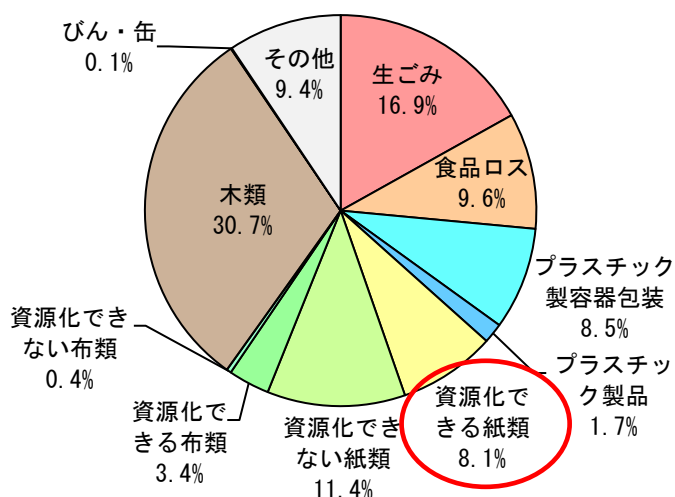


図2-5 家庭系焼却ごみの組成分析結果（令和6年度）

コラム「資源化できる紙類」ってどんなもの？

図2-5 組成分析結果の円グラフからも見て取れるとおり、「資源化できる紙類」は家庭から出る焼却ごみのうち約8%を占めています。

どんなものが該当するのか確認しておきましょう。

<資源化できる紙類に該当するもの（例）>



出し方など詳細についてはHPをご確認ください



ページID:1004948
(雑誌・その他の紙)

○事業系ごみの排出量

総排出量に対し、令和6年度の事業系ごみの占める割合は約24%です。事業系ごみ排出量は、令和4年度まで減少していましたが、その後増加しており、令和6年度の事業系ごみ排出量は令和2年度とほぼ同程度となっています。

令和6年度の資源物以外のごみ排出量は、令和2年度とほぼ同程度となっています。

また、資源物のうち、ペットボトルは近年増加していますが、その他の項目は減少傾向にあります。

表2-7 事業系ごみ排出量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
資源物以外 (t/年)	39,011	38,323	37,907	39,072	39,181
焼却ごみ	38,601	38,023	37,420	38,649	38,780
不燃ごみ・危険ごみ	232	187	352	261	254
粗大ごみ	178	112	136	162	147
資源物 (t/年)	719	696	716	686	631
ペットボトル	9	13	16	14	16
びん・缶類	460	441	474	433	386
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	6	6	7	7	6
紙布類	243	236	220	231	223
事業系ごみ排出量 (t/年)	39,729	39,019	38,624	39,758	39,811

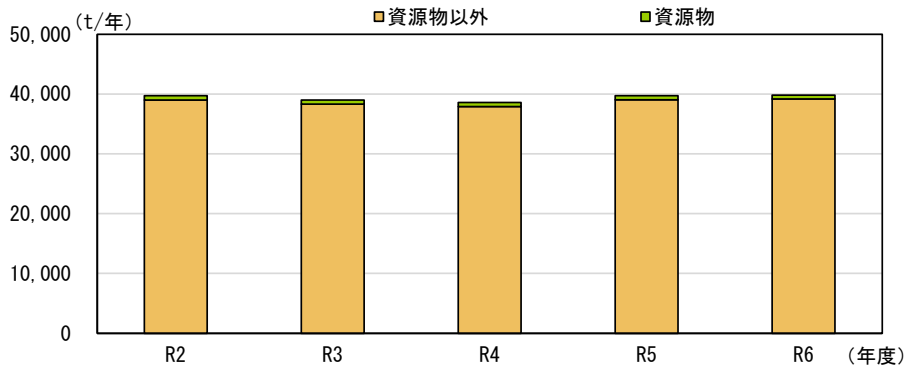


図2-6 事業系ごみ排出量の推移

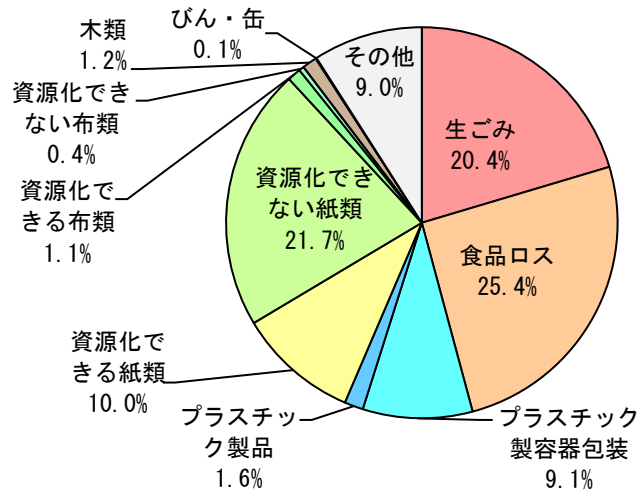


図2-7 事業系焼却ごみの組成分析結果 (令和6年度)

(2) 最終処分量

令和6年度の最終処分量は、約1.8万tで減少傾向にあります。最終処分率（総排出量に対して最終的に埋め立て処分される割合）は、10.9%となっています。令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災の影響により、溶融処理が不可能となったため、令和4年度最終処分量が一時的に増加しています。

表2-8 最終処分量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
総排出量 (t/年)	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695	
最終処分量	焼却主灰	8,515	5,599	12,527	5,778	6,271
	ばいじん	4,454	4,967	7,451	4,651	4,759
	選別不燃残渣	5,623	4,997	5,117	4,553	4,353
	溶融スラグ	2,296	3,114	117	2,977	2,502
	計 (t/年)	20,887	18,677	25,212	17,959	17,885
最終処分率 (%)	11.4	10.5	14.9	10.9	10.9	

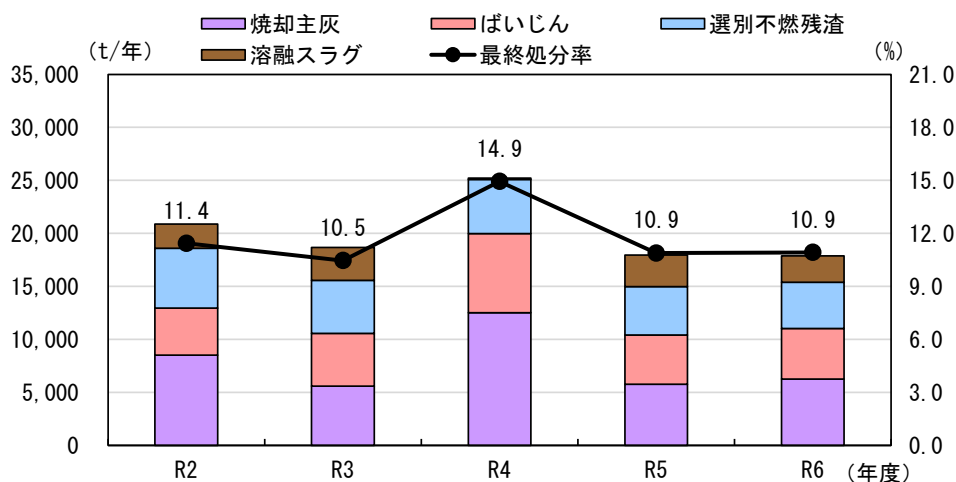


図2-8 最終処分量の推移

(3) ごみ処理費用

令和6年度のごみ処理費用は、家庭系・事業系合わせて全体で約69億円となっています。また、ごみ1t当たり原価は約49,000円、人口一人当たり原価は約13,000円となっています。令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災による施設停止の影響で、市外への運搬が発生したため、令和4年度の収集・処分費用が増加しています。

表2-9 ごみ処理費用の推移

項目	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
ごみ処理原価	収集費用	千円	1,803,890	1,823,320	1,952,902	1,829,760	1,880,765
	処分費用	千円	4,059,215	4,577,039	9,724,041	5,256,243	4,985,334
	合計	千円	5,863,105	6,400,359	11,676,943	7,086,003	6,866,099
1t当たり原価	円/t	36,256	43,862	76,891	49,932	49,270	
人口一人当たり原価	円/人	11,300	12,375	22,675	13,806	13,414	

出展：宇都宮市清掃事業概要

コラム どうして分別が大切なの？

「分ければ資源、混ぜればごみ」。この言葉、一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか？分別の大切さを一言で表していますが、色々な意味が込められています。

ここではお金の面に焦点を当てて、分別の大切さを感じてみましょう。

まず、ごみの処理にはたくさんの費用がかかります。令和6年度のごみの処分にかかった費用は約50億円でした。一方で、ペットボトルや缶、紙布類、小型家電など、分別されたものの中には資源として買い取ってもらえるものもあり、令和6年度では約4億円の歳入になりました。

このように適正な分別はごみ処理に要するコストを下げるすることができます。また、焼却ごみを減らすことにより脱炭素化にもつながるため、環境面から見てもとても重要です。

ごみを捨てる際には「分ければ資源、混ぜればごみ」を思い出しながら分別に取り組んでみてください！

(4) 市民・事業者意識調査（アンケート調査）結果の概要

市民意識調査（令和6年度実施）	
対象：市内在住の20歳以上，2,500人 回答数：1,316件（回収率：52.6%）	
区分	回答まとめ（※前回調査：令和2年度）
ごみ問題の関心	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、ごみの分別・出し方に高い関心があり、今回は食品ロス・生ごみの資源化への関心が高い。 ・拠点回収をしている廃食用油や剪定枝への関心が高まっているものの、依然として低い。
ごみに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、分別冊子、広報紙、自治会回覧が主な情報源となっている。 ・分別アプリ「さんあ〜る」等の電子媒体の利用が増加している。
資源物分別未実施品目（分別していない）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より、白色トレイ、紙パック、プラスチック製容器包装等の資源物の分別は向上しているが、依然として10%以上分別されていない資源物がある。
拠点回収の利用状況（いつも利用している、時々利用している、持っていない）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より、インクカートリッジ、小型家電の拠点回収の利用は増加しているが、剪定枝の拠点回収の利用は減少している。
リサイクルショップ・アプリ等を活用したリユース	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースをしたことがない理由は、「ショップ等の場所がわからない」をはじめ、「判断が難しい」「手間」「手段がない」等多岐に渡る。 ・現在検討している「廃棄物処理施設から引き抜いた粗大ごみのリユース事業」については、利用したい（有償・無償）市民が54.5%いる一方、「持ち帰ることが困難」「抵抗がある」等利用の検討が難しいと考えている市民も38.3%いる。
家庭ごみ有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化については、反対65.6%、賛成18.5%で反対派が多い。 ・反対派の意見としては、「不法投棄の増加」や「費用負担の増加」を懸念する声が多い。 ・賛成派の意見としては、「ごみの発生抑制」や「費用負担の公平性」等の意見が多い。

事業者意識調査（令和6年度実施）	
対象：市内事業者500事業所 回答数：211件（回収率：42.2%）	
区分	回答まとめ（※前回調査：令和2年度）
一般廃棄物の減量・資源化に取り組む理由	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、「地球環境への配慮」「ごみ処理費用の削減」「企業の社会貢献」が主な取り組む理由となっている。 ・「取り組んでいない」事業者は減少している。
一般廃棄物に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、「市のマニュアル」「収集運搬事業者等」「市の広報紙」が主な情報源となっている。 ・「情報を得る手段がない」事業者は、前回調査より減少している。
一般廃棄物の減量・資源化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より、減量・資源化に取り組む事業所は増加している。 ・「分別用ごみ箱の設置」事業所が大きく増加しているとともに、「特に取り組んでいない」事業者は大きく減少している。
行政に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、「分別の手間・労力・費用を減らす仕組みづくり」「業種別の減量方法を示したマニュアルの配布」を求めている。 ・「先進的な取組の紹介」や減量した事業所に対する「インセンティブが働く仕組みづくり」を求める声が増加している。

3 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 家庭系ごみ

目標値の達成状況

基本指標：一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

令和2年度から減少傾向にあり、令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成しています。

様々な機会や媒体を活用した効果的な周知啓発の継続的な実施やもったいない運動の促進等、幅広い世代の3Rの行動変容を促すことができたことなどにより、家庭系ごみは減少しています。

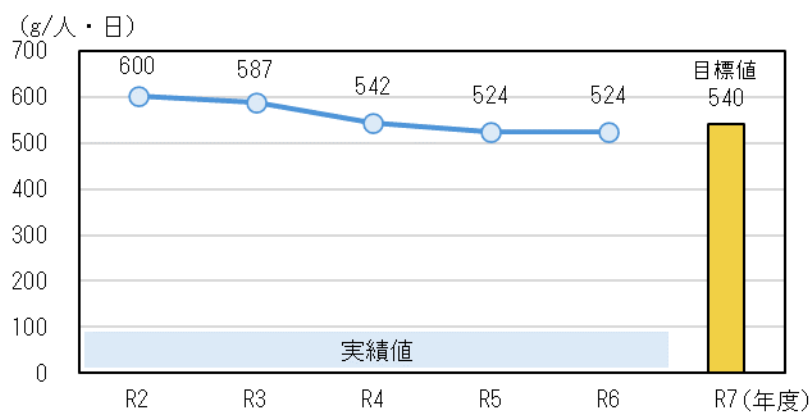


図2-9

課題

- ・家庭系焼却ごみの中には、依然として食品ロスやプラスチック製容器包装等の資源物が含まれています。市民意識調査結果によると、ごみに関する情報について、若い世代は電子媒体、高齢世代は紙媒体により入手している傾向にあります。
⇒正しい分別の定着やごみの発生抑制に向け、市民に届きやすい広報媒体等を活用し、効果的に周知啓発を行う必要があります。
- ・近年の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は横ばい傾向であるとともに、「プラスチック資源循環法」の施行など、循環型社会の形成に向けた市町村における更なる取組の推進が求められています。
⇒「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開が必要です。

コラム プラスチック資源循環法について

2022年4月にプラスチック資源循環法が施行され、ごみとして出されたプラスチックのリサイクルや、プラスチック素材の使用をできるだけ控える動きが広がっています。

この法律では、事業者・市民・行政それぞれの役割が決められており、例えば、事業者はリサイクルがしやすい素材の使用や商品設計をできるだけ行うこと、消費者はプラスチックの分別に協力すること。とされており、

本市でも行政の役割を果たすため、これまでの「プラスチック製容器包装」に加え、「プラスチック製品」の資源化にも取り組んでいく予定です。



プラスチックは
えらんで、減らして、リサイクル



(2) 事業系ごみ

目標値の達成状況

基本指標：事業系ごみ排出量（資源物以外）

令和2年度からほぼ横ばい傾向の状態が続いています。令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成していますが、近年は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う事業活動の活性化などにより、増加傾向にあります。

近年は増加傾向にあるものの、大規模事業所等への戸別訪問指導や事業系ごみ搬入車両への展開調査等を踏まえた適正排出指導，研修会を活用した周知啓発の実施等により，適正処理の推進を図っています。

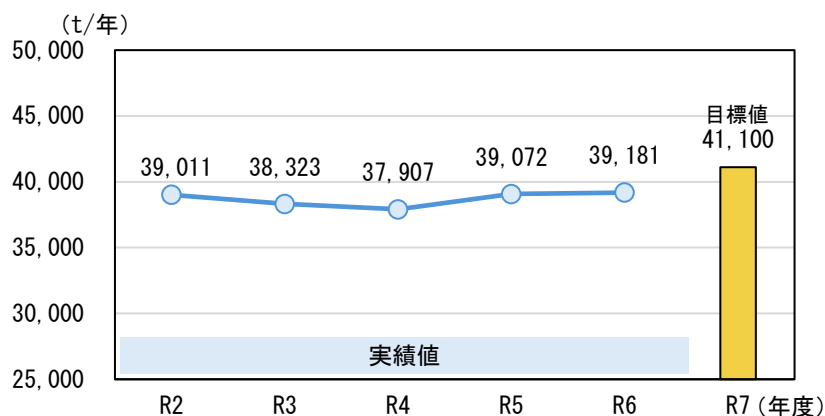


図2-10 事業系ごみ排出量（資源物以外）の推移

課題

- ・事業系焼却ごみの中には、依然として食品ロスや資源化可能な紙等の資源物が含まれています。また、事業系ごみ搬入車両の展開調査においても不適正ごみが一部含まれています。
⇒適正処理の推進に向けた指導や周知啓発が必要です。
- ・事業活動の活性化などに伴い、近年の事業系ごみ排出量は増加傾向であるとともに、事業者からはごみの減量に係る先進事例等の紹介を求める声が増加しています。
⇒新たな施策の検討や、先進技術等の好事例の横展開が必要です。

(3) 最終処分量（埋立量）

目標値の達成状況

基本指標：最終処分量（埋立量）

令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災による影響で一時的に増加していますが、近年は減少傾向にあり、目標値の達成に向けて推移しています。

効果的な周知啓発等の実施による焼却ごみの減量化や溶融スラグ化の実施等により、最終処分量は減少しています。

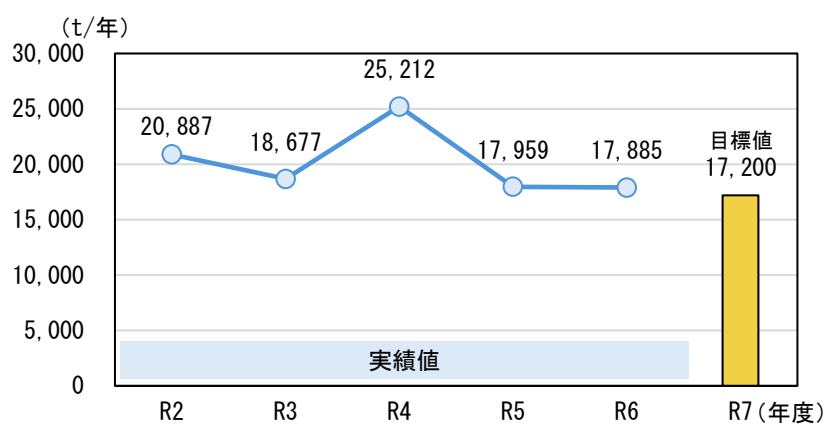


図2-11 最終処分量（埋立量）の推移

課題

- ・最終処分量は減少傾向にありますが、最終処分場の埋立容量には限りがあります。
⇒引き続きごみの減量・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する必要があります。

(4) 市が実施したフードドライブの参加者数（食品ロス削減推進計画指標）

目標値の達成状況

指標：市が実施したフードドライブの参加者数

令和2年度から増加傾向にあり，令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成しています。

分別講習会やイベント等でのフードドライブの受付や，市ホームページ・広報紙などの様々な媒体を活用した周知により，フードドライブの参加者数は増加しています。

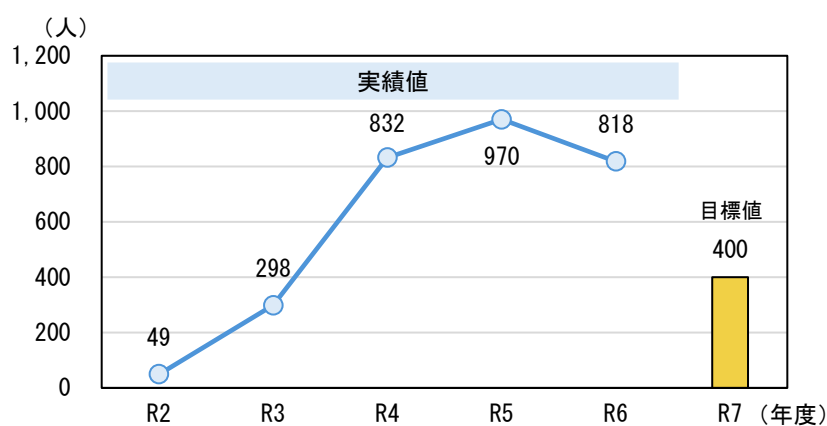


図2-12 市が実施したフードドライブ参加者数の推移

課題

- ・食品ロスは，食品の生産から製造，販売，消費に至る一連の過程の各段階で発生し，家庭系・事業系の焼却ごみの中にも混入しています。
⇒更なる食品ロスの削減に向け，市民や事業者の意識の向上・行動の定着を図る必要があります。

第2章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念

本市では、今後、人口減少や少子高齢化が進行し、ライフスタイルの多様化や社会情勢の目まぐるしい変化が想定される中で、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができるまち「スーパースマートシティ※」の実現を目指しています。

スーパースマートシティの実現を目指す上で、脱炭素を見据えた循環型社会の形成は重要であり、市民・事業者・行政が、主体的にそれぞれの役割を果たすとともに、協働により様々な取組を進めていく必要があります。

※スーパースマートシティは、本市が目指すまちづくりの姿であり、100年先も発展し続けるまちの姿「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」を土台に、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」です。

本市の抱える課題や社会情勢の変化を踏まえ、本市の基本理念を以下のとおりとします。

【基本理念】

脱炭素社会を見据えながら、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。

2 基本方針

基本理念である脱炭素を見据えた循環型社会の形成を目指して、以下に示す3つの基本方針を設定します。

基本方針1 発生抑制・再使用の促進

ごみの発生を抑制する発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を積極的に推進します。

基本方針2 資源循環利用の推進

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を推進してもごみとなって排出されるものについて、可能な限り再資源化（リサイクル）し、循環利用を推進します。

基本方針3 適正な処理の推進

環境に配慮した安全・安心で効率的なごみ処理を行うとともに、それらを妨げる不適正ごみの排出を防止します。

3 基本指標

(1) 資源とごみの将来予測

家庭系・事業系のそれぞれについて、過去の排出量実績から、トレンド法を用いて、将来の一定期間における変化の状態を定量的に予測します。

その予測した推計値に、施策の実施によって見込まれるごみの減量効果や、資源化量の増を反映し、短期（5年）・中期（10年）・長期（15年）の目標値を設定します。

(2) 目標値

目標値は、国の計画等に示された値を踏まえながら、施策の効果や市民・事業者の行動の定着等を見込んで設定します。

[基本指標1]一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)

家庭から出るごみについて、人口の変化に左右されず、市民一人ひとりの3Rの取組効果を評価できる指標です。

また、資源物以外を対象とすることで、分別や資源化事業の取組による減量効果等を把握することができます。

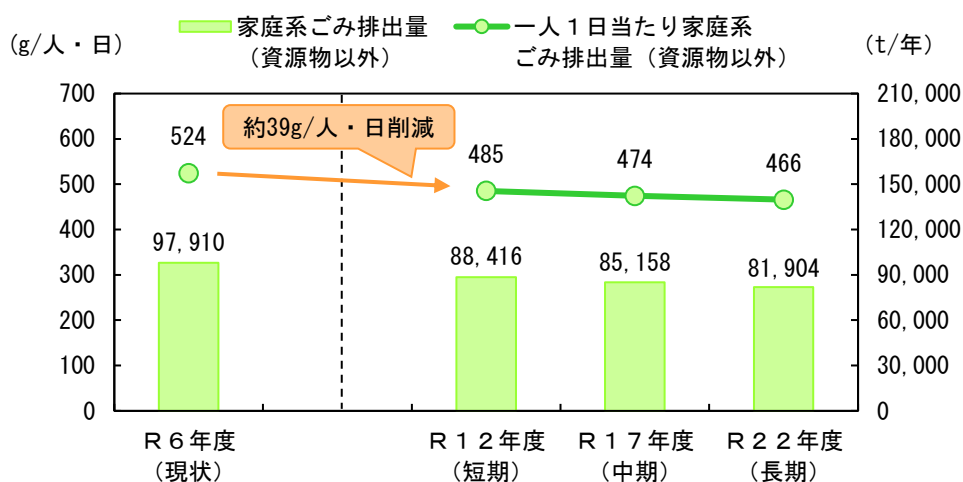
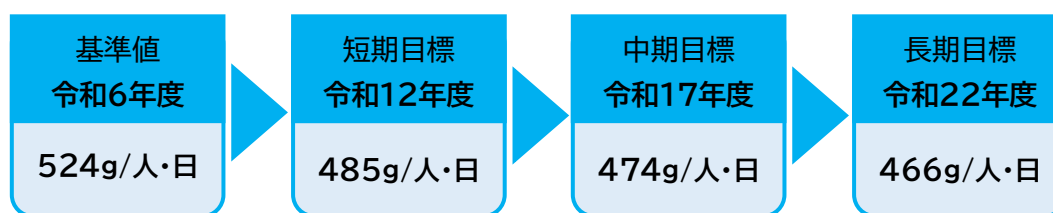


図2-13 【目標値】一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)

表2-10 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
人口	人	511,852	499,367	490,499	481,684
排出量	t	97,910	88,416	85,158	81,904
一人1日当たり家庭系 ごみ排出量 (資源物以外)	g/人・日	524	485	474	466
令和6年度比		—	7.4%減	9.5%減	11.1%減

コラム どれくらいごみを減らせばいいの？

本計画では、一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）を524 g/人・日（令和6年度）から485 g/人・日（令和12年度）まで減らすことを目標にしています。

目標達成には、一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）を39 g減らす必要がありますが、いちご1個が約20 gなので、39 gはいちご約2個分です。

「なんだ、そんなものか！」と思いませんか？

宇都宮市の人口は約51万人です。市民の皆様、一人ひとりが、ほんの少し努力して、それを51万人分掛け合わせれば目標を達成することができ、収集する費用や施設を維持管理する費用などを抑えることができます。



[基本指標2]事業系ごみ排出量(資源物以外)

事業者から出るごみについて、個々の事業所規模に左右されず、事業者全体における3Rの取組効果を評価できる指標です。

また、家庭系ごみと同様、資源物以外を対象とすることで、戸別訪問指導等による分別の実施の効果等を把握することができます。

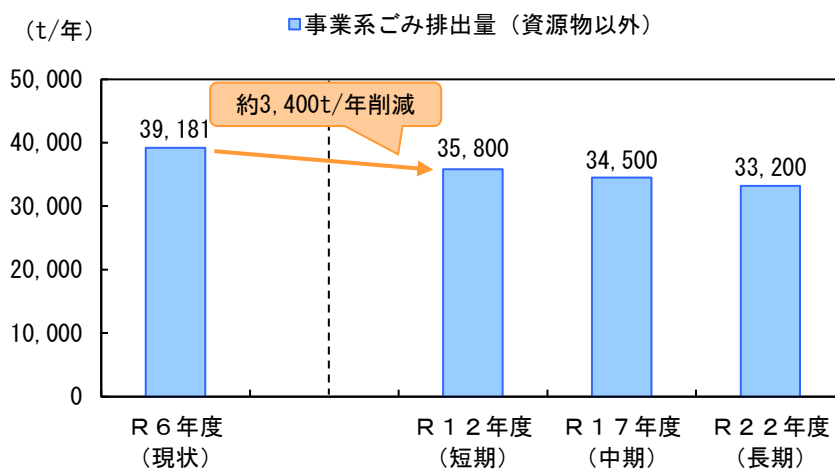
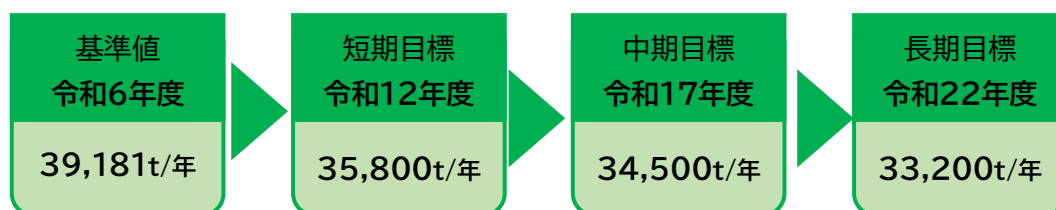


図2-14 【目標値】事業系ごみ排出量(資源物以外)

表2-11 事業系ごみ排出量(資源物以外)の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度(短期)	R17年度(中期)	R22年度(長期)
排出量	t/年	39,181	35,800	34,500	33,200
令和6年度比		—	8.6%減	11.9%減	15.3%減

[基本指標3]最終処分量(埋立量)

3Rの取組によるごみの減量・資源化効果と中間処理後の資源化の効果を評価できる指標です。

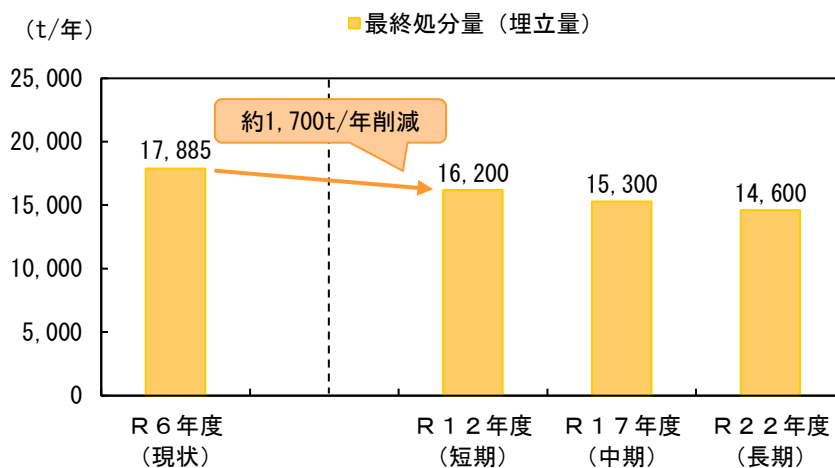


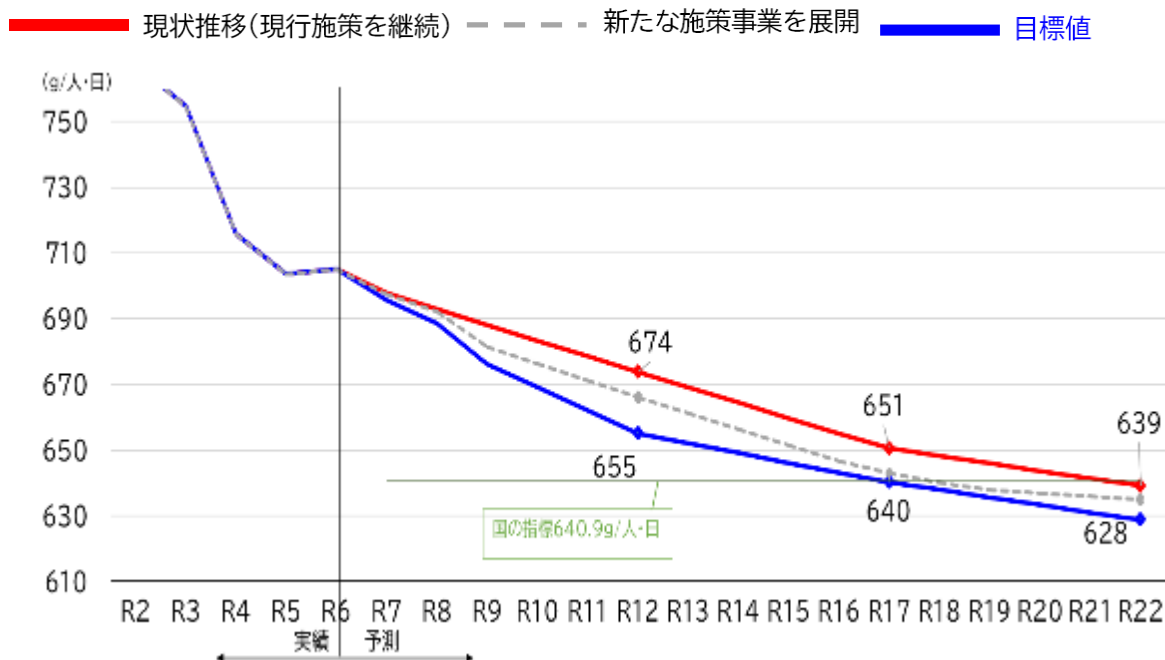
図2-15 【目標値】最終処分量

表2-12 最終処分量 (埋立量) の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
最終処分量 (埋立量)	t/年	17,885	16,200	15,300	14,600
令和6年度比		—	9.4%減	14.5%減	18.4%減

コラム 目標値はどうやって決めているの？

一人1日当たりの焼却ごみ排出量(家庭系+事業系)



目標値を決める際には、近年のごみ排出の状況やこれから実施する施策の内容など、様々な要素を考慮しながら決めていきます。

上の図は複数のパターンで今後の焼却ごみ量の推移を予測したものになります。

赤い線のグラフは、これまで行ってきた施策を今後も続けた場合のごみ量の推移、グレーの点線グラフは、今回の計画から新たに行う施策事業の効果も加えたごみ量の推移を表しています。

これまでの計画では、グレーの点線グラフを目標値として設定していましたが、今回の計画では「サーキュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進（45ページ）」など、各基本方針を横断する取組をはじめとした意識啓発等の強化によって、国の目標値（緑の線）にいち早く達せるような目標設定（青い線）をしています。

本市ではこの目標の数値をもとに、家庭系ごみ（資源物以外）、事業系ごみ（資源物以外）に分けた基本指標を設定しています。

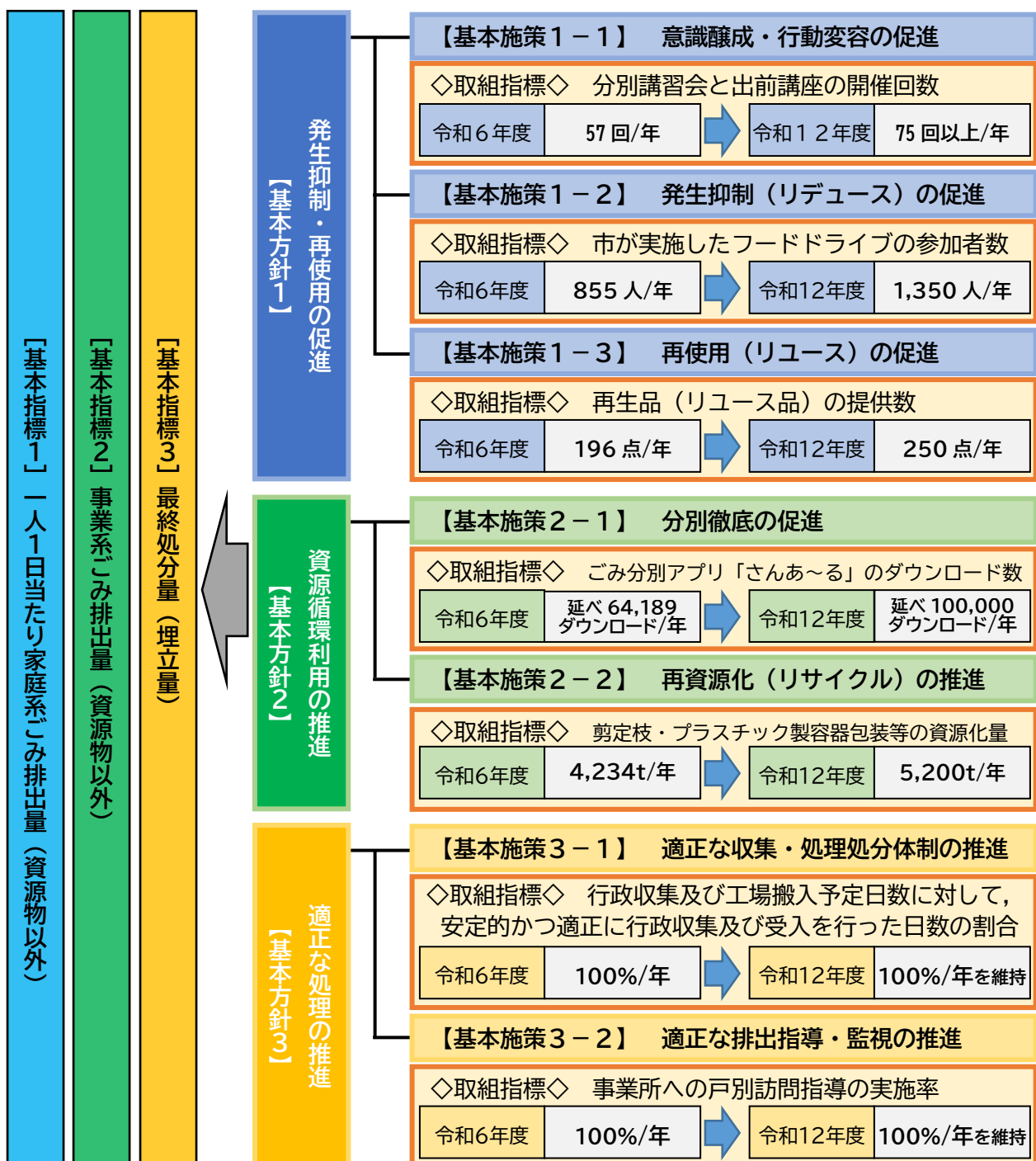
みなさま一人ひとりのご協力のもと、目標達成に向けて共に頑張ってください！

第3章 脱炭素を見据えた循環型社会を形成するための施策

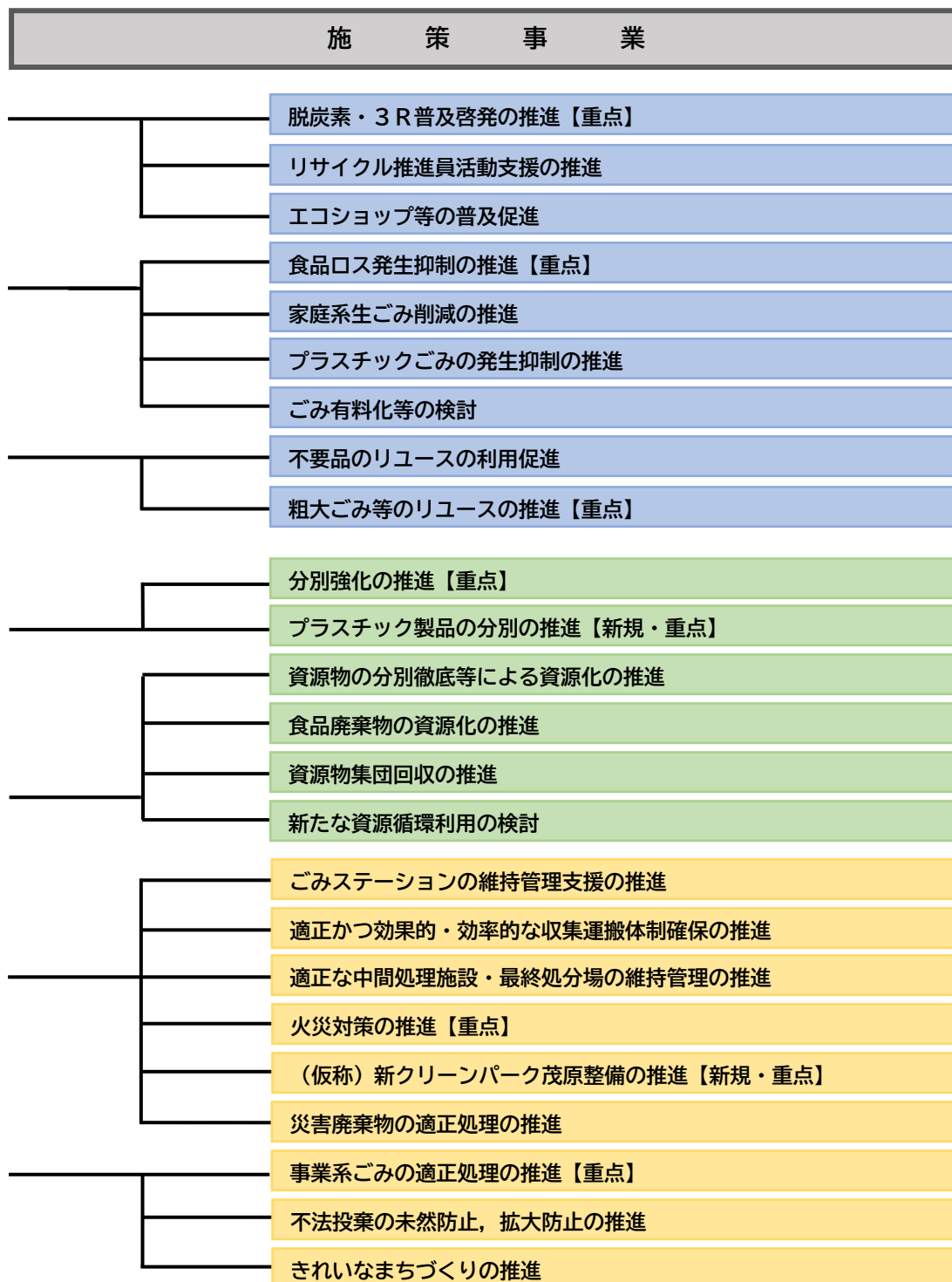
1 施策体系

基本理念である脱炭素を見据えた循環型社会の形成に向けて、さらなるごみの減量・資源化施策に取り組んでいきます。

本計画では、3つの基本指標の達成を目指し、3つの基本方針のもと、7つの基本施策と24の施策事業を展開します。



なお、基本施策の進捗を確認する取組指標は令和12年度の目標達成を目指します。



基本方針 1 発生抑制・再使用の促進

ごみの発生を抑制するライフスタイルへの転換に向け、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を中心とした施策を展開します。

【基本施策 1-1】 意識醸成・行動変容の促進

施策事業	
(1)	脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】
(2)	リサイクル推進員活動支援の推進
(3)	エコショップ等の普及促進

【取組指標】 分別講習会と出前講座の開催回数

脱炭素・3Rの普及啓発のために、地域等で開催している分別講習会や出前講座の開催回数を指標に設定します。

分別講習会と出前講座の開催回数

令和6年度:57回/年

令和12年度:75回以上/年

(1) 脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】

3Rの更なる普及啓発に向け、各種講座・イベント等の開催や社会科補助教材等の効果的な活用など、様々な機会・媒体を活用し、幅広い世代や外国人居住者など情報の届きにくい方への意識醸成・行動変容を促進します。

周知にあたっては、これまでの「もったいない」の趣旨に加え、国等の動向を踏まえ、「脱炭素化の推進」や「サーキュラーエコノミー(循環経済)の移行」などの視点も取り入れます。

【主な取組】

- 脱炭素・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた環境出前講座の開催
- みやエコ・アクション・ポイント事業※の普及
 - ※カーボンニュートラルの実現に向け、環境にやさしい行動に対してポイントを付与
- 社会科補助教材等を活用した子ども向け3Rの普及啓発
- ごみ分別アプリの普及等による情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者等への周知

(2) リサイクル推進員活動支援の推進

研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等により、地域のごみ問題の解決や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成や活動を支援します。

【主な取組】

- 研修会・施設見学会などによるリサイクル推進員の育成
- 情報紙「みやくるりん」の発行による活動支援
- リサイクル推進員主体の分別講習会等の開催支援

(3) エコショップ等の普及促進

3Rに積極的に取り組む小売店、飲食店を「エコショップ」、「エコレストラン」として認定することにより、事業系ごみの減量・資源化を図るとともに、市のホームページ等を通じて認定店による3Rの取組を紹介し、市民や事業者の3Rの実践と定着を図ります。

【主な取組】

- エコショップ等の認定
- エコショップ等認定店の認知向上・活性化
- 食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信

コラム サークュラーエコノミーってなに？

「サーキュラーエコノミー」は、ひとことで言うと「まあいい経済」のことで、その名のとおりにあらゆるものをぐるぐると循環させる経済です。

言葉だけを聞くと「なんだか難しそう…」という印象をうけてしまいそうですが、

私たちができる行動の例をあげてみると

- ・長く使えるモノを買う
- ・買ったモノは丁寧に長く使う
- ・ごみは正しく分別する
- ・リユースショップやフリマアプリを使ってみる



意外にも身近にできる行動がサーキュラーエコノミーにつながっていると思いませんか？

まずはできることからチャレンジしてみましよう！

【基本施策1-2】 発生抑制（リデュース）の促進

施策事業	
(4)	食品ロス発生抑制の推進【重点】
(5)	家庭系生ごみ削減の推進
(6)	プラスチックごみの発生抑制の推進
(7)	ごみ有料化等の検討

【取組指標】市が実施したフードドライブの参加者数 ※食品ロス削減推進計画の指標

食品ロスの発生抑制等に向け、市民が取り組みやすいフードドライブに係る指標を設定します。

市が実施したフードドライブの参加者数

令和6年度:855人/年

令和12年度:1,350人/年

(4) 食品ロス発生抑制の推進【重点】

様々な機会・媒体を活用した周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者と連携した食べ切り・使い切りの推進により、食品ロスの削減を図ります。また、フードドライブの活用やフードシェアリングの利用促進により、家庭系・事業系食品ロスの発生抑制を推進します。

なお、本市では、前計画に引き続き、宇都宮市食品ロス削減推進計画を本計画に内包し、食品ロスの削減に努めていきます。宇都宮市食品ロス削減推進計画は（資料編）51ページから52ページに掲載します。

【主な取組】

- フードドライブの実施
- エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及
- 災害用備蓄食品の有効活用
- 事業所への戸別訪問指導

コラム フードドライブを知っていますか？

食品ロスは、食品の買いすぎによる消費期限切れや食べ残しなどにより発生します。各家庭で食べきれず余っている未使用（未開封）の食品を持ち寄り、福祉施設や団体へ寄付する活動を「フードドライブ」といいます。

食品ロスを減らし、ごみを減量するためにも、家庭に眠っているまだ食べられる食品がありましたら、フードドライブに参加してみませんか？



(5) 家庭系生ごみ削減の推進

食品ロス削減の取組の推進と併せて、排出段階における水切り徹底の励行や、生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進により、家庭系生ごみの削減を図ります。

【主な取組】

- 生ごみの水切り排出の徹底
- 家庭用生ごみ処理機の購入費助成

(6) プラスチックごみの発生抑制の推進

プラスチックとの上手な付き合い方「プラスチック・スマート」の普及啓発により、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、事業者と連携した過剰包装の抑制・詰替商品の利用促進など、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

【主な取組】

- プラスチックとの上手な付き合い方など「プラスチック・スマート」の普及啓発
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）

コラム プラスチックとの上手な付き合い方

“プラスチックとの上手な付き合い方”とは、代替可能なプラスチック製品の使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックごみを削減するための行動を指します。

「マイボトルやマイバックを持ち歩く」「正しく分別する」など、私たちの生活の中に取り入れられることはたくさんあります。まずはできることから始めてみましょう。

(7) ごみ有料化等の検討

家庭系ごみ有料化について、本市のごみ排出状況やごみ処理費用、社会経済情勢等を踏まえながら、他都市の導入状況の調査や本市が有料化を導入した場合における効果等の検証を行います。

また、事業系ごみ手数料について、排出者責任の観点から、ごみ処理原価等に合わせた見直しに向け、調査・研究を行います。

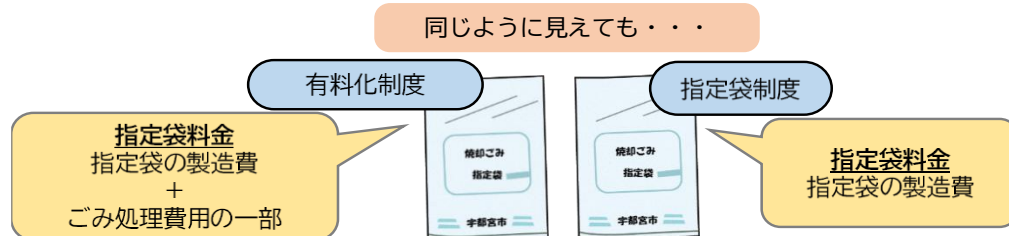
【主な取組】

- 他都市の有料化導入・事業系ごみ処理手数料に係る状況等の調査
- 本市有料化導入時における効果の検証

コラム 「ごみの有料化制度」と「指定袋制度」ってどういうこと？

「ごみの有料化制度」は、ごみの排出量に応じて、日ごろから減量に努力している方に経済的なインセンティブを発生させるとともに、市民の皆様のごみ減量に対する意識を向上させようという制度です。具体的には、市が指定したごみ袋にごみ処理費用の一部を上乗せするものです。排出量に合わせてごみ袋を購入する方法（単純従量制）などがあり、一定のごみの減量効果があるといわれています。

一方、「指定袋制度」は、市の規格で製造されたごみ袋を使用することにより、ごみ袋の品質・性能が統一され、ごみ収集の作業効率と作業の安全性を確保するなど適正なごみ排出を促すためのもので、ごみの有料化とは異なるものです。



【基本施策1-3】 再使用（リユース）の促進

施策事業	
(8)	不要品のリユースの利用促進
(9)	粗大ごみ等のリユースの推進【重点】

【取組指標】 再生品（リユース品）の提供数

リユースの実践事例の周知や「もったいないの心の提供」、ごみの減量化のために、再生品（リユース品）の提供に係る指標を設定します。

再生品（リユース品）の提供数

令和6年度:196点/年

令和12年度:250点/年

(8) 不要品のリユースの利用促進

リユースガイドや3R月間などを活用した民間リユースショップ・フリマアプリ等の周知や、民間事業者と連携した普及啓発により、不要品のリユースの利用促進を図ります。

【主な取組】

- リユースガイドの作成・活用
- 3R推進月間を活用したリユースの普及啓発
- 民間事業者と連携したリユースの普及啓発

(9) 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】

廃棄物処理施設に持ち込まれた利活用が可能な粗大ごみについて、修繕等を行い再生品として販売することにより、リユースを推進します。

また、更なるごみの減量化に向け、修繕を加えない粗大ごみのリユースなど新たな品目のリユース方策についても調査・研究を行います。

【主な取組】

- 環境学習センターにおける家具・自転車の再生品の提供
- 粗大ごみ（家具等）の民間事業者への売払い実証実験
- 粗大ごみ等のリユースに向けた調査・研究

コラム リユースに挑戦してみよう！

リユース (Reuse) は、「繰り返し使う」「再使用する」といった意味で、限りある資源を大切に使い、ごみを減らすことで自然環境への負担を抑えるための取組の一つです。

リユースは、まだ使える使用済み製品等をそのままの形で再使用するため、以下のようなメリットがあります。

- ・製品の使用年数が伸び、ごみが減らせる
- ・製品の廃棄にかかる温室効果ガスの排出を減らせる

本市のホームページでは、リユースショップやフリマアプリなどのサービスを「うつのみやリユースガイド」として掲載していますので、ぜひご覧ください。

まだ見えそうなものは、使い手を変えて再使用する「リユース」を考えてみませんか。

廃棄物処理施設に持ち込まれた粗大ごみの一例

まだ見えそうなものが
捨てられています！



折りたたみテーブル



椅子



収納棚

発生抑制・再使用した上で、それでも排出されるごみについては、分別の徹底を図り、可能な限り再資源化（リサイクル）するなど、循環利用の推進に向けた施策を中心に展開します。

【基本施策2-1】 分別徹底の促進

施策事業	
(10)	分別強化の推進【重点】
(11)	プラスチック製品の分別の推進【新規・重点】

【取組指標】 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数

若年層や外国人居住者など情報が届きにくい世帯をターゲットにした普及啓発を強化するため、市民に馴染みのあるスマートフォン用アプリの普及を取組指標に設定します。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数

令和6年度:延べ 64,189 ダウンロード/年

令和12年度:延べ 100,000 ダウンロード/年

(10) 分別強化の推進【重点】

焼却ごみの中には、依然として資源物等（プラスチック製容器包装・紙類・剪定枝）が混入していることから、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組後に排出されるごみの分別について、市民・行政の協働による「わかりやすい分別呼称の選定」などにより、更なる分別の協力や分別精度の向上を図ります。

【主な取組】

- ごみの分別講習会の開催
- ごみ分別アプリの普及等による情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者等への周知（再掲）
- わかりやすい分別呼称等の選定

(11) プラスチック製品の分別の推進【新規・重点】

現在焼却ごみとしているプラスチック製品の分別収集に係る周知を行い、分別の定着・徹底による更なるごみの減量・資源化、CO₂排出量の削減を図ります。

【主な取組】

- プラスチック製品資源化に向けたエコプラセンター下荒針の設備改修工事
- プラスチック製品の分別収集に係るあらゆる機会・媒体を活用した周知啓発の徹底
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- プラスチック製品の分別収集の実施に係る効果検証

【基本施策2-2】 再資源化（リサイクル）の推進

施策事業	
(12)	資源物の分別徹底等による資源化の推進
(13)	食品廃棄物の資源化の推進
(14)	資源物集団回収の推進
(15)	新たな資源循環利用の検討

【取組指標】 剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量

主な廃棄物系バイオマスの剪定枝のほか、焼却ごみの中に多く混入している「プラスチック製容器包装」や今後資源化予定の「プラスチック製品」の資源化量の増加を目指すため、取組指標に設定します。

剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量

令和6年度:4,234t/年

令和12年度:5,200t/年

(12) 資源物の分別徹底等による資源化の推進

プラスチック製容器包装や今後資源化を予定しているプラスチック製品の分別徹底を推進するとともに、廃棄物処理施設に持ち込まれた剪定枝や羽毛布団、家庭から排出される食用油等の拠点回収事業により資源化を推進します。

また、分別徹底後に残った焼却ごみについては、廃棄物処理施設においてごみを燃やす際に発生する熱を回収することで有効活用を図ります。（バイオマス発電等による熱エネルギーを再利用）

【主な取組】

- プラスチック製品の分別収集による資源化
- 剪定枝・羽毛布団の資源化
- 廃食用油・小型家電・インクカートリッジの資源化
- 廃棄物処理施設における熱エネルギーの有効活用

コラム 拠点回収事業にちゅうもく！～剪定枝と小型家電について～

本市では廃棄物処理施設や地区市民センターなど様々な場所で拠点回収事業を行っています。ここでは拠点回収している資源物のうち、「剪定枝」と「小型家電」に注目してみましょう。

<剪定枝>

剪定枝は、家庭から排出される焼却ごみのうち、約20%を占め、年間約2万トン排出されています。これらを拠点回収し、資源化していくことで、焼却ごみを大幅に減らすことができます。

現在、クリーンセンター下田原とクリーンパーク茂原の2拠点で剪定枝の回収を行っており、剪定枝チップに資源化をしています。チップは雑草やぬかるみを防ぐための敷材などに活用できます。チップは無料で受け取ることができますのでぜひご利用ください。



<小型家電>

市役所本庁舎や各地区市民センター等に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を通じてレアメタルのリサイクルを推進しています。

「レアメタル」とは、地球上にほとんど存在しない金属のことで、パソコンやスマートフォン、電気自動車などの製造に不可欠な素材であり、先端産業を支える重要な資源です。

みなさまのご家庭で不要になった小型家電のリサイクルにご協力をお願いします！



(13) 食品廃棄物の資源化の推進

食品ロス削減の取組後に排出される食品廃棄物について、家庭用生ごみ処理機の利用拡大や事業所への戸別訪問指導時の周知啓発などにより資源化を推進するとともに、公共施設から排出される食品廃棄物の資源化についても調査・研究を行います。

【主な取組】

- 市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収（再掲）
- 家庭用生ごみ処理機の購入費助成（再掲）
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- 学校給食残渣等の資源化に向けた調査・研究

(14) 資源物集団回収の推進

地域における資源物の集団回収活動を推進して、地域コミュニティの活性化やごみの減量・資源化を図ります。

【主な取組】

- 資源物回収活動の活性化
- 指定回収事業者への補助

(15) 新たな資源循環利用の検討

品目の特性に応じた資源化の可能性について、新たな資源循環利用・再資源化の高度化に向けた調査・研究を行います。

また、事業者のごみの減量・資源化の取組について調査・研究し、好事例については市内事業への展開を図ります。

【主な取組】

- 他都市事例等の調査・研究
- 水平リサイクル・SAFなど先進技術等の調査・研究

コラム バイオマス発電（ごみ発電）ってなに？

バイオマス発電（ごみ発電）は、木材や動植物などから生まれた生物資源を燃やすことで発生する熱エネルギーを利用して電力を生み出す仕組みです。バイオマス発電は、本来使用されるはずだった石炭や石油等の化石燃料の使用を減らすことができ、資源の使用量削減や温室効果ガスの排出削減に役立っています。

本市では、クリーンセンター下田原やクリーンパーク茂原においてバイオマス発電を行っており、施設で使われる電気を100%賄いつつ、余った電力は電力会社に売電しています。

さらに、クリーンパーク茂原のバイオマス発電でつくられた電力の一部は2023年に開業したライトラインの動力にも活用されており、二酸化炭素を排出しない「ゼロカーボントランスポート」を実現しています。



基本方針3 適正な処理の推進

環境に配慮した安全・安定で効率的なごみ処理を継続するとともに、それらを妨げる不適正ごみの排出を防止するための施策を中心に展開します。

【基本施策3-1】 適正な収集・処理処分体制の推進

施策事業	
(16)	ごみステーションの維持管理支援の推進
(17)	適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進
(18)	適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進
(19)	火災対策の推進【重点】
(20)	(仮称)新クリーンパーク茂原整備の推進【新規・重点】
(21)	災害廃棄物の適正処理の推進

【取組指標】 行政収集及び工場搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合

危険物の分別徹底などの火災対策を実施し、安全で確実な収集・受入体制を表す指標として設定します。

行政収集及び工場搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合

令和6年度:100%/年

令和12年度:100%/年を維持

(16) ごみステーションの維持管理支援の推進

自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、ごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援します。

【主な取組】

- 自治会・集合住宅管理者等への周知啓発
- GISを活用した効率的な問い合わせ対応

(17) 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進

作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を確保します。また、市民ニーズや人口・社会情勢の変化、先進技術の動向を踏まえながら、安定かつ効果的・効率的な収集運搬体制を確保します。

【主な取組】

- 収集運搬事業者への研修会・意見交換会の実施
- ふれあい収集の実施
- 粗大ごみ有料戸別収集へのキャッシュレス決済の導入
- デジタルの活用など効率的な収集方法の調査・研究

(18) 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進

ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行います。

【主な取組】

- 各中間処理施設の各種機器類の点検・整備の実施
- 環境等にかかる各種基準の遵守
- 最終処分場における適正な管理・運営の実施
- 市ホームページにおける施設の情報公開、施設見学者等の受け入れ

(19) 火災対策の推進【重点】

火災の原因となり得る危険物の分別徹底を図るとともに、廃棄物処理施設においては、先進技術を踏まえた火災対策設備の導入を推進します。

【主な取組】

- 電池類やスプレー缶など危険物の分別・排出方法の徹底に向けた周知啓発
- リサイクルプラザ・エコプラセンター下荒針における火災対策設備の機能追加

コラム 焼却灰等の資源化

焼却ごみは、焼却処理後、焼却灰やばいじんとなります。これらは、薬剤処理による無害化や固化等の適正な処理を行い、最終処分場に埋立をします。

一方、焼却灰等を再処理して無害化し、資源物として利用することができます。焼却灰等を安全に資源化するには、スラグ化するなどの方法があります。

スラグ化



1,200℃以上の高温で焼却灰等を溶融・冷却して、ガラス質のスラグを成形します。

セメント化



焼却灰等に石灰石・鉄原料を添加して1,400℃以上で焼成し、石こう等を加えて成形します。

焼成



焼却灰等を1,100℃程度で加熱することで焼成し、砂状にします。

(20) (仮称) 新クリーンパーク茂原整備の推進【新規・重点】

ごみ焼却による熱エネルギー等を最大限活用するなど、脱炭素や環境負荷の低減を図る本市に適したごみ焼却施設の整備を推進します。

【主な取組】

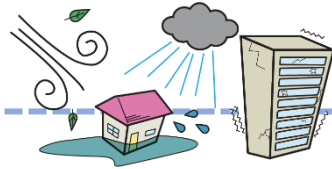
- (仮称) 新クリーンパーク茂原整備に向けた検討，現地調査の実施

(21) 災害廃棄物の適正処理の推進

災害時に発生する災害廃棄物に迅速かつ適切に対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築等、収集から処分までの一貫した体制を整備します。

【主な取組】

- 災害廃棄物仮置場リストの更新
- 災害に備えた研修等の実施
- 災害発生時の迅速な対応



コラム 災害が起こった場合のごみについて

災害が発生すると、多くの建物やインフラが被害を受けるとともに、大量の廃棄物が発生します。これを「災害廃棄物」といいます。

災害からの復興には廃棄物の適切な処理は欠かせません。

災害発生時、市は、災害の状況に応じ、市民の皆様にごみの分別や指定場所（仮置場）への排出など、ご協力をお願いする場合があります。

左下の写真のように、無秩序にごみが捨てられてしまった場合、緊急車両の通行障害、生活環境の悪化等につながり、これらの処理に膨大な時間と費用がかかるおそれがあります。一方、右下の写真のように、市が設置した仮置場に分別して運ぶことで、災害廃棄物の処理がスムーズになり、早期の復旧・復興の足掛かりとなります。

災害が起こった場合は、災害廃棄物の適正な処理のために、市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いいたします。



↑ 災害廃棄物で溢れてしまった公園



↑ ごみ種ごとに分別された仮置場

【基本施策3-2】 適正な排出指導・監視の推進

施策事業	
(22)	事業系ごみの適正処理の推進【重点】
(23)	不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進
(24)	きれいなまちづくりの推進

【取組指標】 事業所への戸別訪問指導の実施率

適正な排出等の推進のために、指導対象である大・中規模事業所の訪問指導件数の実施率を指標に設定します。

事業所への戸別訪問指導の実施率

令和6年度:100%/年

令和12年度:100%/年を維持

(22) 事業系ごみの適正処理の推進【重点】

ごみの多量排出事業者に対する戸別訪問指導を計画的に実施するとともに、廃棄物処理施設に搬入されたごみの展開調査等に基づく指導・監視を強化するなど、不適正ごみの搬入防止を図り、事業系ごみの適正処理を推進します。

【主な取組】

- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- 展開調査（搬入・排出指導）結果等に基づく指導・監視の強化
- 排出事業者向けの適正処理講習会の開催（三者共催：（公財）栃木県環境保全公社，栃木県，宇都宮市）

(23) 不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進

パトロール・カメラの設置による監視や地域における監視・清掃活動の支援により、地域の良好な環境保全を図ります。

【主な取組】

- 監視パトロールによる巡回監視
- 監視カメラによる定点監視
- 地域住民等の監視・清掃活動への支援

(24) きれいなまちづくりの推進

「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、まちなかにおける巡回指導に加え、ごみのポイ捨て防止等について、様々な機会等を活用した効果的な周知啓発により、市民が快適に暮らすことができる「きれいなまち宇都宮」を実現します。

【主な取組】

- 周知啓発や指導員による巡回指導の強化
- 樹木繁茂・ごみ屋敷の適正管理指導
- ポイ捨て防止合同パトロールの実施

各基本方針を横断する取組

近年のごみの減量・資源化意識の高まりを活かし、「サーキュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進」や「食品ロス削減の推進」など、各基本方針を横断する取組により、効果的に市民・事業者の意識醸成・行動変容の促進を図ります。

1 サーキュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進

国では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会活動からの脱却を図るため、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を推進しています。

廃棄物分野においても、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すことは重要であり、本市においても、サーキュラーエコノミーへの移行を推進する国の動向を踏まえ、リサイクル（再生利用）をはじめとした3Rに取り組むなど、各種施策事業を通して市民・事業者の更なる意識の醸成や行動変容の促進を図ります。

関連する施策と主な取組（第3章 1 施策体系 27ページ～44ページより抜粋）

【基本方針1】

発生抑制・再使用の促進

■脱炭素・3R普及啓発の推進

▶▶▶ 脱炭素・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた出前講座の開催

■プラスチックごみの発生抑制の推進

▶▶▶ プラスチックとの上手なつきあい方など「プラスチック・スマート」の普及啓発

■粗大ごみ等のリユースの推進

▶▶▶ 粗大ごみ（家具等）の民間事業者への売払い実証実験

■プラスチック製品の分別の推進

▶▶▶ あらゆる機会・媒体を活用した周知啓発の徹底

■新たな資源循環利用の検討

▶▶▶ 水平リサイクル・SAFなど先進技術の調査・研究

■事業系ごみの適正処理の推進

▶▶▶ 事業所への戸別訪問指導

【基本方針2】

資源循環利用の推進

【基本方針3】

適正な処理の推進

2 食品ロス削減の推進

世界では、人口の増加や気候変動に伴う食料危機などにより、栄養不足の状態にある人々が多数存在している一方で、我が国では、多くの食料を海外からの輸入に依存しているにもかかわらず、本来食べることのできる食品が日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しており、本市においても、家庭系焼却ごみの中には約9.6%、事業系焼却ごみの中には約25.4%の食品ロスが含まれていることから（令和6年度ごみ組成分析調査結果）、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、更なる削減に取り組んでいく必要があります。

取組に当たっては、食品ロスが生産、製造、販売、消費等のあらゆる段階で発生することを踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識しながら、一体となって3R（発生抑制・再利用・再生利用）を推進していくことが重要です。

本計画においても引き続き「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針から食品ロス削減に関連する施策を「宇都宮市食品ロス削減推進計画」に位置付け、横断的に取り組むことにより、「食品ロスの発生抑制」や「食品廃棄物の再生利用」等を効果的・効率的に推進するとともに、食品ロス削減の取組後に発生した生ごみにおいても減量・資源化を図ります。

※宇都宮市食品ロス削減推進計画は（資料編）51ページから52ページに掲載

各主体に求められる行動と役割

<ul style="list-style-type: none">● 市民の役割<ul style="list-style-type: none">○ 地球環境問題の側面を含む食品ロス問題の重要性を理解・共有します。○ 日々の暮らしの中で食品ロス削減につながる取組を実践します。
<ul style="list-style-type: none">● 事業者の役割<ul style="list-style-type: none">○ 社会的な責任として食品ロス問題の重要性を理解します。○ サプライチェーン全体で発生する食品ロスを把握します。○ 事業活動における食品ロス削減につながる取組や食品リサイクルを実践します。
<ul style="list-style-type: none">● 市（行政）の役割<ul style="list-style-type: none">○ 率先して食品ロス削減につながる取組を実践します。○ 市民・事業者の取組に対する積極的な支援を進めます。○ 「宇都宮市もったいない運動市民会議」など関係団体と連携した取組を推進します。

【基本方針1】
発生抑制・再使用の促進

■脱炭素・3R普及啓発の推進

≫ 情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者等への周知

■エコショップ等の普及促進

≫ 食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信

■食品ロス発生抑制の推進

≫ フードドライブの実施

≫ エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及

≫ 災害用備蓄食品の有効活用

≫ 事業所への戸別訪問指導

■家庭系生ごみ削減の推進

≫ 生ごみの水切り排出の徹底

≫ 家庭用生ごみ処理機の購入費助成

■食品廃棄物の資源化の推進

≫ 市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収

≫ 学校給食残渣等の資源化に向けた調査・研究

■事業系ごみの適正処理の推進

≫ 事業所への戸別訪問指導

【基本方針2】
資源循環利用の推進

【基本方針3】
適正な処理の推進

コラム 家庭から減らそう！食品ロス

日々の生活の中で、ちょっとしたことに気をつけて、食品ロスを減らしましょう。食品ロスを減らす行動を実践することで、環境だけでなく家計への負担も軽減できます。



無駄な買い物を減らせば、
家計にも優しい！



今日から実践してみよう！

- 買い物前に冷蔵庫や食品棚をチェックする
- 使う分だけ購入する
- 食材に合った保存方法を知る
- 作りすぎない
- 冷蔵庫の整理整頓を行う日を決める
- 使い切りレシピで食材を余さず調理する
- リメイクレシピの活用

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

1 収集運搬体制

脱炭素を見据えた循環型社会の形成に向けて、排出された資源とごみについては、市としての一般廃棄物の処理責任を果たすため、積極的にごみの減量・資源化を推進し、事業者とも連携しながら、適切な収集運搬を実施し、安全かつ適正に処理を行います。

また、法制度の改正を含めた国等の動向や、人口減少や少子高齢化の進行、DXの推進等の社会環境の変化等への対応も求められています。収集するごみと資源物の量とのバランスを考慮しながら、必要な運搬能力を確保しつつ、本市に適した収集運搬体制の構築を目指します。

(1) 家庭系一般廃棄物

収集頻度、収集方式については、現行体制を継続し、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上により、収集品目の変更や資源とごみの排出量に変動が生じた場合には見直しを行います。また、「プラスチック資源循環法」の対応に向け、現在焼却ごみとしている「プラスチック製品」の資源化を実施します。

なお、収集運搬体制については、業務委託による収集運搬を基本とし、安全かつ効率的な体制を確保します。

(2) 事業系一般廃棄物

事業者から排出される一般廃棄物については、本市の分別区分に従い、事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託により、中間処理施設まで運搬するものとします。

(3) 特別管理一般廃棄物

排出事業者等は、他の廃棄物と区分し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、処理業者に委託し適正に処理します。

また、在宅医療により家庭から排出されるものであっても、鋭利なものや感染するおそれがあるものについては特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等を通じて処理します。

*特別管理一般廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、以下の廃棄物が特別管理一般廃棄物に指定されています。

- ・PCBを使用した製品等
- ・処理能力が1日5t以上のごみ処理施設の焼却施設から排出されるばいじんのうち集塵施設によって集められたもの
- ・感染性一般廃棄物

(4) 市が収集しない一般廃棄物

特定家庭用機器再商品化法に基づき再生利用等が義務付けられている、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、資源化を進めていくため、処理方法の周知等を行うとともに、違法業者による回収や不法投棄を防止します。

また、国が指定する適正処理困難物（平成6年6月環境省「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の3の規定に基づく指定）、農薬や石油類等の有害性・危険性のある廃棄物については、販売店や専門業者への処理を依頼するよう周知等を行います。

表2-13 市で適正処理ができない・収集しないもの

区分	対象物
有害性のあるもの	農薬、薬品類
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ、バッテリー、消火器、火薬
引火性のあるもの	溶剤、塗料、ガソリンや灯油等の揮発性の液体
悪臭を発するもの	汚物、汚泥
市施設での処理が困難、または処理施設の機能に支障が生じるおそれがあるもの	自動車用タイヤ、スプリング入りマットレス・ソファ、ピアノ、畳、建築廃材、組立式物置、流し台、洗面台、ボイラー、浴槽、温水器、浄化槽、便器、ドラム缶、コンクリート片、耐火金庫、瓦、オートバイ（部品含む）、自動車（部品含む）等

2 中間処理体制

処理体制については、現行体制を継続しますが、焼却施設においては、クリーンパーク茂原が供用開始から24年が経過しているため、（仮称）新クリーンパーク茂原の整備に取り組みます。（仮称）新クリーンパーク茂原においては、安定的なごみ処理体制の構築に加え、脱炭素の推進などに資するよう、ごみの処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を進めていきます。

広域における処理体制については、上三川町との2市町における広域処理を継続して実施します。

また、本市で処理やりサイクルができない廃棄物については、民間事業者を活用します。

3 最終処分体制

エコパーク下横倉での埋立処分を継続します。

なお、エコパーク下横倉の埋立計画期間は令和17年度を予定しており、最終処分量の削減等により埋立期間の延長を図りますが、埋立容量には限りがあります。（仮称）新クリーンパーク茂原の整備を踏まえながら、次期最終処分場についても検討していきます。